

遍 昭 と 密 教

木 内 央

一

歌人としての遍昭の名は、古今集をはじめ、平安時代の歌集に、絢爛たる歌風を伝えており、世に知られたところである。しかし、古今集序で紀貫之が、「僧正遍昭は、うたのさまはえたれども、まことすくなし。たとへば、ゑにかけるをうなをみて、いたづらに心をうごかすがごとし」と評し、さらに、近代短歌の面からも、かならずしも高い評価が与えられているわけではないようである。

「日本歴史」二一九号（昭和四十一年八月）に、目崎徳衛氏が、「僧侶および歌人としての遍昭」と題する論文を発表されており、そこで目崎氏は、「かくて遍昭は、文学史・佛敎史の双方においてある意味の盲点になつてゐるように思われらる」として、遍昭と佛敎、遍昭と和歌の二項を立てて、標記の研究を発表しておられる。目崎氏のいわれるように、当面の問題である、遍昭の佛敎史上の位置づけについては、たし

かに、同氏の論文のほかには真正面から取り組んだものは皆無に近い状態である。

本論では、この遍昭の佛敎史上の、天台敎団史上の、さらに天台密敎―台密―史上の位置を究明し、先に考えた台密の大成者、五大院安然の密敎をさぐる、ひとつの手がかりを見出そうとするものである。

二

遍昭は、弘仁八年（八一七）中納言良岑安世の子として生まれ、宗貞と名のつた。嘉祥二年（八四九）には藏人頭にまで進み、ときの仁明天皇の特に篤い寵愛を一身にうけていたが、天皇の崩御に遭つて出家するところとなつた。父である良岑安世は、傳敎大師最澄畢世の念願であつた、比叡山の大乗戒壇建立に、大きな外護を与えたそのひとである。宗貞は、その由縁の比叡山に登り、遍昭と名をあらためて、まず、齊衡二年（八五五）に慈覚大師円仁に就いて受戒し、貞観六年（八

六四）に円仁の死に遇い、安慧、智証大師円珍等に師事した。元慶元年（八七七）華山元慶寺を定額寺に加えしめ、三人の年分度者を奏請し、同三年には権僧正として僧綱に列なつた。とくに、元慶寺座主として、同寺の運営に敏腕を振り、僧官として制式等を奏したり、縦横の活躍がはじまる。仁和元年（八八五）、僧正に任ぜられ、翌年には封戸百戸を賜わり、輦車すら許された。そして、寛平二年（八九〇）正月十九日示寂することになる。

寛平入道親王真寂撰の慈覚大師伝には、円仁入滅に際して遺誡するその冒頭に、

遍照所求兩部大法之道、我既不得自授之。冀、從付法阿闍梨安慧、稟學之。

と記している。はたして伝文が、遺誡そのままを伝えているかどうかははっきりしていないが、天台教団にとつての恩人の子息に、ひとかたならぬ処遇をしていたことがうかがわれるのである。

慈覚大師伝ではさらに、門弟を列ねるなかに、

遍昭者、大納言良岑朝臣安世第八子、左近衛少将從五位上宗貞也。天姿溫雅、風騷都閑。承和之代、尤被寵幸。天皇崩後、落飾為僧、時世高之。太政大臣美濃公、付屬大師。貞觀五年冬、於大師辺、始學真言大法。金剛界壇供了、欲授真言之間、遇大師之傾逝。貞觀六年正月十三日別遺書云、円仁雖非其人、誓在伝燈。爰我遍

照大徳、幸有稟學之望。円仁不勝隨喜之誠。隨求得、悉欲奉伝之。而命既促心事相違、歎息之至、筆墨何究。伏願遍照大徳、照之、隨付法弟子安慧大徳辺、稟學兩部大法、助伝我道、勿令墜失。是深所望也。因之、七年夏於安慧阿闍梨、受學三部大法。所謂、仁和之代、華山僧正也。

と、ふたたび誌すのである。

すなわち、遍昭が円仁について真言法を習いはじめたのは、貞觀五年の冬のことであつたとすることができ、まつたく間もなく円仁の入滅がおとすれたわけで、円仁からの實際の受法は、当然なしえなかつたことであらう。

三

遍昭の受法遍歴の経緯を語るものとして、もつとも早いものは、安然の撰にかかる胎藏界対受記であらう。しかも、安然がいわゆる遍昭の面授の弟子であり、その誌すところは、まつさきに参看されるべきである。

胎藏界対受記卷一のはじめに、

此大和上（権僧正大和上）遍昭、元從慈覚大師受之。草創未畢、大師遷化、因依夢告、則從安慧和上、受得首尾。未及授位、和上帰寂。後從円珍和上、受灌頂位。

とある。

ここに、三つの問題点をとり出すことができる。

一つは、円仁に師事した遍昭が、その遷化に遇い、「夢告」によつて安慧に從くことになつたといふことである。上掲慈覺大師伝も、阿婆縛抄伝法灌頂日記上も、円仁の遺言によるとするが、「夢告」とは、安然の理由あつての書きかえであるかもしれない。

二つには、遍昭は安慧から「首尾」を受得したが、職位ははまだ授からぬままに、安慧の入滅を迎えたといふことである。

慈覺大師伝での、「七年夏於安慧阿闍梨、受学三部大法」がそれである。阿婆縛抄伝法灌頂日記上には

遍昭授安然台金印信云、遍昭縁慈覺大師遺教、就安慧阿闍梨辺、稟学此胎藏、蘇悉地大瑜伽已訖。

と記す。この阿婆縛抄の文意には、胎・蘇とのみ列ねて金剛界を欠くが、傍証を他に求めることはできないが、所引の印信が「遍昭授安然台金印信」であるならば、「金」あるいは「金剛」の字が欠落して引かれたにすぎないとみられる。

すなわち、要するに、阿闍梨職位の公驗こそ得なかつたが、遍昭は、安慧より三部大法を相伝していたといふことになる。安然の手になる胎藏界対受記でも、金剛界対受記でも、蘇悉地対受記でも、遍昭がつねに「慧和上説」を比較して出していることは、この一事を証明するものであろう。

四

第三の問題は、遍昭が円珍に随つて法を受けたといふ一件である。

三善清行撰の天台宗延曆寺座主円珍伝には、

(貞観)十五年依官符、以三部大法、伝僧正法印大和尚位遍昭阿闍梨。乃於延曆寺總持院灌頂道場、授三部大灌頂、及伝悉曇并諸尊別儀等。

と記され、阿婆縛抄の明匠等略伝、伝法灌頂日記上にも同趣旨の記載がある。とくに伝法灌頂日記には、

貞観十五年九月八日、台灌頂、得仏清淨。同九日、金灌頂、得仏大日。

という記事までがみられるのである。

しかし、敬光の智証大師年譜には、

(貞観)十五年癸巳……九月九日、於總持院付三種悉地法、於遍昭自無畏至可謂授受相得。昭師七伝

とあつて、貞観十五年九月九日の円珍からの受法を、三種悉地法であつたとするのである。現在、いくつかの系統で附華山僧上印信なるものが伝えられているが、その内容は、

比叡山延曆寺

大毘盧遮那如来曼荼羅所

上品悉地 阿饒囉哈欠

遍昭と密教（木内）

二五四

中品悉地 阿尾羅咩¹⁰欠

というもので、下品悉地以後は虫損によつて欠いている。この印信は、後半を失つて授受の次第等も明確ではないが、まさしく、かの最澄が唐越州の順曉阿闍梨から相伝した、三種悉地灌頂の印信に全同である。

ここに、貞観十五年九月九日の時点に、一説には三部大法、他説には三種悉地法を、遍昭が円珍から受けたと、両説が行われていることが知られるのである。古来かならずしも、この両説を勘案しての決着は得られていない¹¹。

胎藏界対受記卷五の、第二百四十一大真言王印の下に、遍昭の説を掲げて、いわゆる金剛字句真言なるものを出す¹²が、その真言にちなんで、

珍和上説、大師伝広智、広智伝徳円、徳円伝円珍、珍珍伝権僧正
大和上。大和上常疑此法有無。安然近得尊勝破地獄法中、有此等
三種悉地真言。亦稍同順教阿闍梨説。¹³

と記している。すなわち、時日を定めることはできないにしても、三種悉地法を円珍が遍昭に授けたということは、認めなければならない。

大日本佛教全書智証大師全集所収、余芳編年雑集のなかに、

貞観十三年九月九日付、勅下伝法規矩牒

貞観十五年正月十五日付、請阿闍梨位授遍照之狀

貞観十五年二月十四日付、請授真言阿闍梨位僧事

貞観十五年四月二十三日付、応授阿遮梨位遍照官牒
と、一連四通の文書が収められている¹³。その内容をみていくと、以下のごとくである。

貞観十三年九月九日付文書は、いわゆる「貞観官符」と称されるもので、延暦寺の真言葉修学の人をして、阿闍梨職位に推挙する手続を定めたもの。

貞観十五年正月十五日付文書は、円珍が遍昭伝持の密教を考査して、その器をみとめ、一山綱位のもものが連署してこれを証し、寺衙に対し進めた、阿闍梨位伝授資格認定書ともいふべきもの。

貞観十五年二月十四日付文書は、遍昭に阿闍梨位を与えるよう請求するもの。

貞観十五年四月二十三日付文書は、先の二月十四日付文書にこたえて、太政官より阿闍梨位を授けるとした官符である。

とにかく、ここで、遍昭に対しては、貞観十五年四月二十三日の時点で、公式に阿闍梨位が認められていることに留意しなければならない。

これらのうちで、貞観十五年正月十五日付の、狀状による

□□□□□□□□遂忽值鶴林、□□□□遺囑。就故阿闍梨□□□□□□胎藏金剛界蘇悉地等三部大法了。垂授師位、又□□□□。

爾後於円珍処、聴習三部大教王経。略窺器量、可堪伝教。須准官牒旨、諸阿闍梨同屈一処、覆審試□方進止之。而為省煩、始従去年十一月十一日、至十三日、円珍□覆試。先所習一匝已畢。抑与円珍所受大同小異、仍随分指授之。又悉曇字母等、并以匪懈。爰年近六春、心行已熟、志期大覚、修持堅固。羨先達諸阿闍梨、幸□許可、同批状末、応授阿闍梨位、状准例、聴聞奏。謹牒。

とあり、遍昭が、安慧より三部大法を学び、円珍から「三部大教王経」を習つて、貞観十三年九月九日付貞観官符の趣旨にそつて、阿闍梨位資格試験をすべきところ、便宜上円珍が、貞観十四年十一月十一日から二十三日にかけて、考査を行ひ、その所伝の円珍の所受と大同小異であることを認め、問題のあるところだけを指導し、悉曇字母等も授けたといふのである。さらに貞観十五年二月十四日付請状では

就円珍辺、聴采大毗盧遮那、金剛頂、蘇悉地、三本経文、兼再受先於故阿闍梨安慧所、稟胎藏金剛界蘇悉地等三部大法、更通大日如来三種悉地法了。悉曇字母、書説匪懈。

と誌され、これにこたえた四月二十三日付官符は、そのまま請状の文を引いている。

これらを比較すると、遍昭は、

(一) 安慧からは、胎・金・蘇三部の大法を受けた。

(二) 円珍からは、大日経、金剛頂経、蘇悉地経の経文を授けられた。

(三) そして、円珍は、安慧より伝えた三部大法を考査した。という諸点で共通している。

胎藏界対受記卷一に、

円珍和上海式、復授前来所學。使大和上自読真言、及作印相。則珍和上海一一断之。然慈覚大師於法全義真全雅元偏元政海雲宗叡宝月八阿闍梨広學奥義、故所伝中多有異説。今珍和上海受法全和上、故有单説、自無異説。是以復檢我大和上所學之日、多随省略、動言不用、又印信中云大同小異也。

とあるのは、前掲貞観十五年正月十五日付欸状にいう、前年の十一月に行われた、円珍による考査のありさまを示すものにちがいない。

このようにみてくると、前に徴した天台宗延暦寺座主円珍伝のいう貞観十五年の灌頂というものが、その実体に不明なところが多く、さらに阿婆縛抄伝法灌頂日記上の、九月八日に胎藏界、翌九日に金剛界を受けたとする記述や、同じくそこにいう。

延暦寺座主内供奉法眼和尚位円珍阿闍梨、ミミ依去貞観十五年四月廿三日、勅牒旨、同年九月九日於延暦寺惣持院鎮国灌頂道場、以此法伝授遍昭。

という記事は、貞観十五年正月十五日の段階で、すべての考査を終了して、円珍の責任において阿闍梨位の資格を認定し、二月十四日に、阿闍梨位を請ひ、その四月二十三日付官

符で阿闍梨位を認めたことと、ともすると矛盾することにならねない。

貞観十五年九月九日に、遍昭が円珍から灌頂を受け、しかも、そこで阿闍梨職位を与えられたとする第一資料は、まったく見出せない。¹⁶たゞ、阿婆縛抄のいう同日の伝法が、「延曆寺総持院鎮国灌頂道場」で行われたとする記事からは、かの最澄が順暁から与えられた印信に出る、順暁の呼称中の「奉嶽靈巖寺鎮国道場」の語を想起するのである。先掲の附華山僧上印信と勘えあわすときに、胎藏界対受記巻五にいう、三種悉地法を遍昭は円珍から受けたという記載の裏づけをもつて、敬光が智証大師年譜においていみじくも記すように、この貞観十五年九月九日の伝法は、その実質的内容は三種悉地法であり、遍昭は円珍から内容的に三部大法を通じて受法したのではなく、安慧より受けたところを点検され、多少の異同のみを指摘されたのが実際であつたといえよう。かつまた、この九月九日の灌頂が、いわゆる阿闍梨職位を授与する場として設営されたともみられうるが、断言する材料はない。

遍昭の密教の要素をもとめて、以上概観したわけであるが、先の機会に論じたように、この遍昭の密教の性格こそ、実に台密の大成者である五大院安然のそれを規定していくところとなつたのである。

1 日本歴史 二一九号 昭和四十一年八月 二六頁以下。
2 拙考「五大院安然尊者と密教」印度学佛教学研究二〇—二昭和四十七年三月、二六〇頁以下。

3 叡岳四大師伝本 一七丁左。

4 同右 一八丁左—一九丁右。

5 日本大藏経 天台宗密教章疏二—三七三頁。

6 大日本佛教全書本 七—四九八頁。

7 智証大師全集 下—一三七二頁。

8 6 参照。

9 智証大師全集 下—一三九一頁。

10 智証大師全集 下 余芳編年雑集 一三二七頁。他に天台體標初篇之二 大日本佛教全書本 一—五七頁にも出る。

11 清水谷恭順博士著「天台密教の成立に関する研究」昭和四十七年 一九三頁には、このときの灌頂の内容を、三種悉地法としておられる。

12 日本大藏経 天台宗密教章疏二—四六八頁。

13 智証大師全集 下—一三二五—一三二七頁。

14 5 参照。

15 6 参照。

16 目崎氏は前掲論文（1 参照）で、阿婆縛抄、園城寺文書（13 参照）により、貞観十五年九月に遍昭は円珍から伝法阿闍梨位を授けられたとされる。また、所功氏は「『円珍和尚伝』の素材と構成」仏教史学一四—三で、円珍伝の記述（7 参照）を四月二十三日付官符によるとするが、ともに検討の余地がある。

17 2 参照。